



令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

控訴準備書面 2

令和5年12月7日

福岡高等裁判所 第3民事部ホ係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	小	島	延	夫	 代	
弁護士	北	古	賀	康	博	 代
弁護士	篠	木		潔		 代
弁護士	馬	場		勝		 代
弁護士	福	島	健	史		 代

(目次)

第1	本件の本案の主要な争点について.....	6
第2	本件施行規則や本件算定規則は、法律の委任に基づくものではないこと.....	6
第3	賠償負担金について規定した本件施行規則や本件算定規則は、電気事業法18条1項の委任の範囲を超えていること.....	7
1	原判決の判示その1.....	7
(1)	「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではない」との論理.....	7
(2)	「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」との点が誤りであること.....	8
ア	電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定されるので、上記見解が誤りであること.....	8
イ	電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定されること.....	9
ウ	相対契約について.....	13
エ	小売電気事業者から需要家への販売料金も自由に決定されること.....	14
オ	「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」という論理のもう一つの重大な誤り.....	15
カ	まとめ.....	16
2	原判決の判示その2.....	17
(1)	「全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当」との論理.....	17
(2)	事故を起こした当事者がその責任を果たすことなく、需要家にその責任を転嫁することは、事故の再発防止の観点からも、電力自由化の観点からも、	

効率的な資源配分の観点からも、誤りであること	17
(3) 過去の法人・個人が受けた利益について、別の者に負担させるという論理は正当化され得ないこと	21
(4) 経済産業省と旧一般電気事業者は、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は、安い発電であると盛んに宣伝してきたこと、及び、経済産業省が、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」が未徴収だとして、需要家から回収する制度を作るのは、禁反言の原則にも反するものであって相当ではないこと	22
(5) 民法の原則との抵触	23
(6) 需要家の立場を害すること	24
(7) 求釈明	25
3 原子力損害賠償法の規定によれば、いわゆる「不足分」なるもの自体が発生しないこと、電気事業法第18条1項等が、原子力損害賠償法が原子力損害賠償のために備えるべきものとして定めた損害賠償措置を超える額を、託送供給制度の託送料金として回収することを想定して経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できないこと	26
第4 経済産業大臣には裁量がなく、法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」に該当しないので、本件算定規則4条2項の規定は電気事業法18条1項の委任の範囲を超えていること	29
1 被控訴人の主張	29
2 原価などの概念は会計上の諸原則などに照らして概念や意味内容が明確であり、専門的・技術的知見が入り込む余地はないこと	30
3 賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」にも該当しないこと	30
4 今後の予定	32
第5 本件施行規則45条の21の2ないし同条の21の7の規定は執行命令ではないこと	32

第6 平成11年の電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の報告書において	
「託送料金に加えて、公益的課題に要する費用を回収すること」など記述されておらず、平成26年改正にむけて、制度設計ワーキンググループが提言をした事実はなく、また、これまでの国会審議では、託送料金において公益的課題に要する費用を回収するとの議論がなされていないこと.....	35
1 被控訴人の主張.....	36
2 平成11年改正時には、部会の報告書においても、託送料金に加えて、公益的課題に要する費用を回収することは記述されておらず、国会でもそうした審議はないこと.....	36
3 平成11年の国会審議においても、「託送供給制度において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などといったことは議論されていないこと.....	37
4 平成26年改正にむけて、制度設計ワーキンググループが提言をした事実はないこと.....	38
(1) 原判決の判示.....	39
(2) 平成26年改正にむけて、制度設計ワーキンググループが提言をした事実はない.....	39
(3) 制度設計ワーキンググループの第3回会合(2013年(平成25年)10月21日開催)において、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」事実もなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」か、提言する方向で議論された事実もないこと.....	40
(4) 制度設計ワーキンググループにおいて、他に、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理して	

きた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された」こともなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かについて提言した事実はないこと.....	42
(5) まとめ.....	43
5 平成26年及び平成29年の国会「審議」について.....	44
(1) 平成26年の国会審議について.....	44
(2) 平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものはなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされていること.....	45

第1 本件の本案の主要な争点について

- 1 被控訴人は「本件の本案の主要な争点は、本件算定規則4条2項の定めが、電気事業法18条1項の委任の範囲内かどうか尽きる。」旨、主張する（控訴答弁書18頁）。
- 2 しかし、令和3年6月25日付け準備書面1の7頁以下で述べたように、本件の争点の第一は、一般送配電事業者は接続供給の相手方から「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収しなければならないとされ、接続供給の相手方がその支払義務を負うに至ったことが法の委任に基づくものかどうかという点、すなわち「法に一般送配電事業者に対し接続供給の相手方が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を支払うべき規定がないので、本件各省令が憲法41条に違反する」のかどうかという点である。

また、本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5の合憲性も本件における本案の主要な争点となっている。

したがって、令和3年12月6日付け準備書面3の2頁以下で述べたように、本件の争点は、単に本件算定規則4条2項が法の委任の範囲内かどうか尽きるものではない。

第2 本件施行規則や本件算定規則は、法律の委任に基づくものではないこと

- 1 被控訴人は「電気事業法18条1項は、その文理からして、「料金その他の供給条件」の細目事項について経済産業省令に委任した授權規定である。」旨、主張する（控訴答弁書18頁）。
- 2 しかし、令和4年2月14日付け準備書面4の1頁以下で述べたように、法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とするところの経済産業省令は、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項など、単に手続的事項を規定するものにすぎない。

法18条1項は供給条件について省令に委任する規定ではなく、法18条3

項1号に規定する「一般送配電事業を営むために必要な費用」の具体的な細目を明示し、また、その算定方法を示しているだけであり、まして、法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているものではない。

- 3 そして、令和4年2月14日付け準備書面4の7頁以下で述べたように、規則45条の21の2及び規則45条の21の5第1項の規定は、いずれも小売電気事業者に新たな義務を課すものであるから法規命令であるところ、賠償負担金や廃炉円滑化負担金は法には何ら規定がなく、賠償負担金の支払義務及び廃炉円滑化負担金の支払義務を課すことを委任する規定も、法に存在しない。
- 4 したがって、算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を営業費として算定しなければならない」とする規定は、法律の委任なく、小売電気事業者に新たに支払義務を課すものであり、違法違憲無効となり、同じく規則45条の21の2及び規則45条の21の5第1項も憲法41条に違反し、違憲無効である。

第3 賠償負担金について規定した本件施行規則や本件算定規則は、電気事業法18条1項の委任の範囲を超えていること

1 原判決の判示その1

- (1) 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではない」との論理

原判決は、賠償負担金（賠償負担金相当金）と廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送供給等約款料金に係る原価等（算定規則で言うところの営業費）の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえないことの理由として、以下の点を挙げる。

すなわち、「賠償負担金は、原子力発電という国のエネルギー・電気事業

政策を進める上で、原子力の損害賠償に対処するために必要な費用であり、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではなく、こうした需要者間の格差を解消し、公平性を確保するためには、全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当である旨の専門家の意見（貫徹小委員会中間とりまとめ）を踏まえ（前提事実1(4)ア（ウ）参照）、国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた上で（前提事実1(4)ア（エ）参照）、本件算定規則4条2項の改正により導入されたものである（前提事実1(4)イ参照）。」と述べ、「以上に加え、国の電気・エネルギー事業に係る政策と密接に関わる①原子力損害の賠償への備えや②廃炉会計制度の継続に必要な費用の回収の在り方及びその仕組みの構築は、その性質上、専門技術的・政策的な領域に属するものであることを踏まえると、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえ」との理由を挙げている（原判決13頁～）。

(2) 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」との点が誤りであること

ア 電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定されるので、上記見解が誤りであること

しかし、賠償負担金を規定する本件施行規則や本件算定規則の制定の根拠として説明されている「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全

てを負担する」は誤りである。

このことは、原判決が指摘する上記の専門家の意見が、電力自由化の下で需要家が支払う電力料金がどのように決定されるのかを誤解していることに起因するものである。

電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される（八田達夫意見書・甲23の1・12頁）。

したがって、「原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金は基本的に同一である。」（八田達夫意見書・甲23の1・12頁）。

したがって、「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」ということにはならない。

イ 電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定されること

ここで、「電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される」ことを少し説明させていただく。

電力供給は、一つの送電網の中での総発電量と総使用電力量が一致しないと、電気の周波数が不安定になり、状況によっては停電となるという特質がある。それを防ぐために、電力の発電量と使用量とを絶えず同量に保つ調整、いわゆる「同時同量」が必要である。

そこで、電力自由化された国では、前日に、電力取引市場を開催し、翌日の時間帯あるいは1時間帯（あるいは30分帯）ごとに、需要サイドが購入希望価格・購入希望数量、供給サイドが販売希望価格・販売数量を示し、市場取引をすることが広く行われる（前日取引市場）。

日本では、現在、計画値同時同量制度がとられており、30分ごとに、需要量と調達量の一致が求められる。そのため、前日、正午までに、需要量に見合った電力を調達する必要がある、そのために主要な役割を果たすのが、日本卸電力取引所（JEPX）の開催する電力スポット市場である。日本で

は、日本卸電力取引所（JEPX）が開催している、電力スポット市場が、前日取引市場である。

2020年以降は、電力総需要のうち、日本卸電力取引所（JEPX）が開催する電力スポット市場で取引される電力量は、30%を超えるものとなり、市場取引価格に決定的影響を与えている（JEPXの2022年度事業報告書・甲29号証・1頁目「1.1 取引量等の推移」、甲30号証より）。

下図（図1）は、今年（2023年）11月27日の九州地域における電力スポット市場での約定価格である。横軸が時刻、縦軸が価格である。

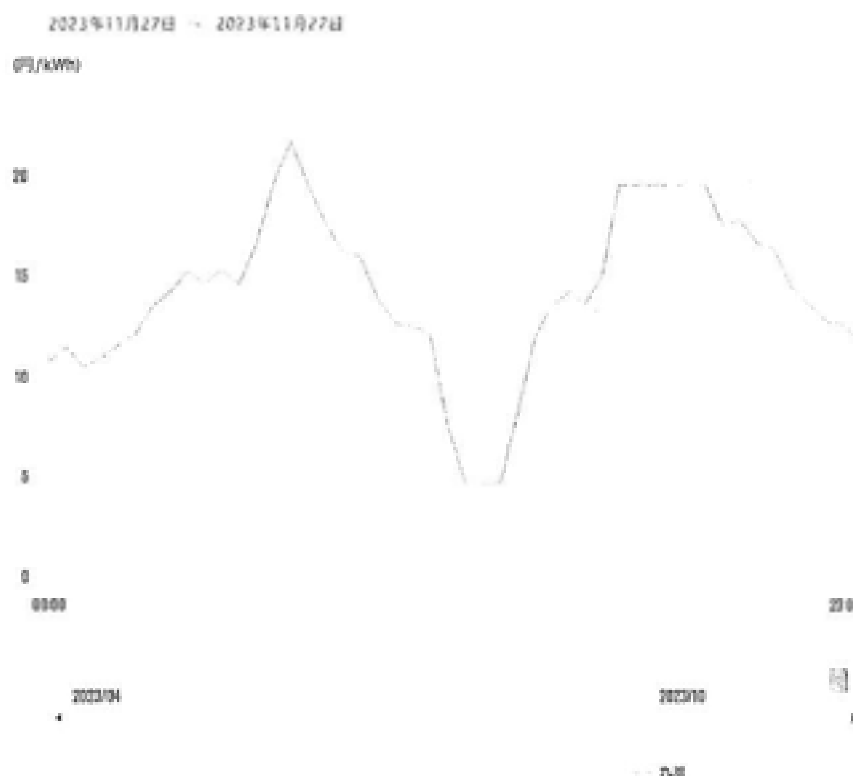


図1 2023年11月27日九州地域電力スポット市場での約定価格

時間ごとに卸電力価格が変化しているのがわかる。電力需要が増加する午前6時から電力価格が増加し、午前7時にいったんピークとなり、その後、太陽光発電からの供給が始まるとともに電力料金は低下する。そして、正午から午後1時までの昼休み時間帯では、電力需要が急減する一方、太陽

光発電がピークとなり、電力料金は、急激に安くなる。その後、太陽光発電が減少する午後4時頃から電力料金が上昇し、事業活動が少なくなる午後7時頃まで電力料金は高止まりする。

一番高いところの約定価格は、22.10円/kWh、一番安いところの約定価格は、5.06円/kWhと差がある。

この図（図1）からみると、料金を決定づけるのは、事業活動に伴う電力需要量と太陽光発電の発電量である。朝と夕方の電力料金が高くなるのは、事業活動がされているが、太陽光発電の発電量が少ないかほぼゼロとなるからである。昼休み時間帯は、事業活動は、夜間よりも盛んではあるが、昼休み前後と比較すると事業活動が低下する一方、太陽光発電の発電量は最大となるので、電力料金は大きく低下する。

JEPXの電力スポット市場における市場取引の実態は、取引日（実際の供給がされる前日）の午前中に、48コマ（30分ごとの取引で、24時間なので、48コマとなる）ごとに、全ての売り札と買い札を、価格と量に応じて、JEPXが積み上げる。そして、コンピューターを用いて、需要曲線と供給曲線が交わる均衡点を計算する。そして、1コマにつき1つの約定価格を決定する。すなわち、たとえ約定価格よりも安い売値を入れた売り手も、高い買値を入れた買い手も、全員がこの約定価格で取引をする。約定価格よりも高い売札や安い買札は取引不成立となる。このような価格決定方式は「シングル・プライス・オークション」と呼ばれる。

このように、電力料金は、需要と供給で、市場によって決定される。総括原価方式のもとでの決定とは全く異なる。

ちなみに、今年（2023年）11月27日午後6時の、スポット市場での入札カーブは、次のページの最初の図（図2）の通りである。

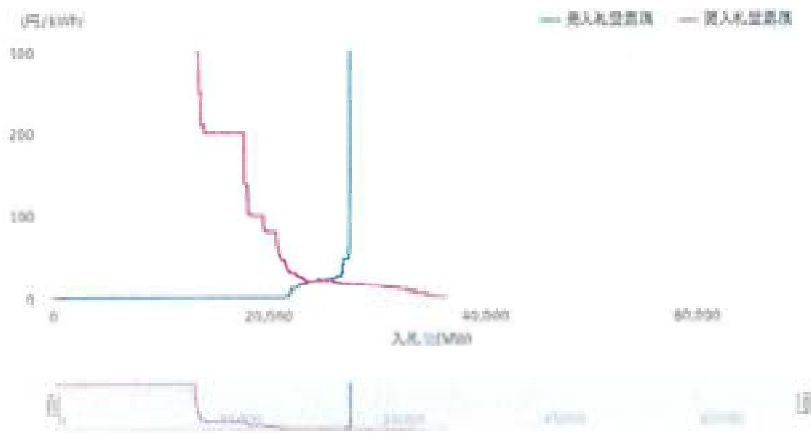


図2 2023年11月27日午後6時九州地域電力スポット市場・入札カーブ

赤線が買の入札価格、青線が売の入札価格である。両者が交わる19.91円が、約定価格となる。

なお、電力需要は、春と秋に少なくなり、特に、事業活動が低下する土曜日・日曜日には、著しく需要が低下する。他方、この時期にも太陽光発電は活発に発電をする。その頃の例として、今年（2023年）5月20日土曜日の九州地域の約定価格は、下図の通り（図3）である。

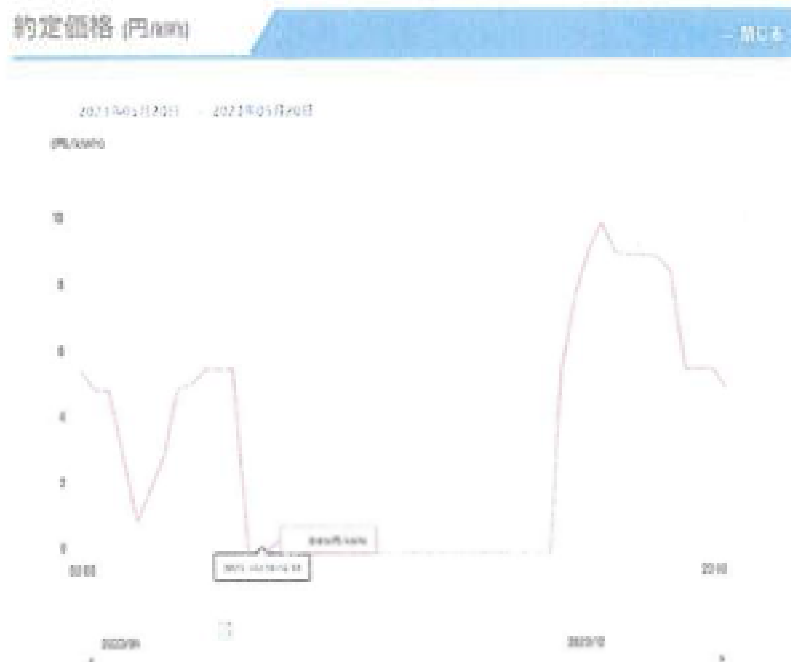


図3 2023年5月20日九州地域電力スポット市場での約定価格

この図から分かるように、この日は、午前6時から午後5時までの時間帯は、約定価格は、0.01円である（実質的にゼロ）。

以上が、卸電力取引における、電力料金は競争的市場で決められるという実態である。ここでは、例えば、今年（2023年）11月27日正午の九州地域においては、原子力発電事業者でも、太陽光発電をしている者でも、火力発電事業者でも、いずれも、約定価格は、5.06円/kWhとなった。

原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金が異なることはない。

ウ 相対契約について

なお、以上に対し、前日取引市場で取引される電力量は、総需要量の30%強に過ぎず、60%強は、相対取引である。この点については、以下のように考えられる。

相対取引といっても、旧一般電気事業者系の小売電気事業者が、発電事業者から購入している場合と、新電力である小売電気事業者が、発電事業者から購入している場合では、状況が異なるので、それぞれに分けて説明する。

新電力である小売電気事業者が、相対取引で、発電事業者から購入する場合、小売電気事業者は、発電事業者から、一定数量の電力を、一定価格で購入する契約を事前に締結する（確定数量契約）。これ自体は、相対取引なので、両当事者の交渉で決定される。その場合の価格決定要素は、今後の電力価格がどう推移するかである。小売電気事業者にしてみると、市場価格よりも高い価格で相対契約を結んだ場合、市場から電力を調達した他の小売電気事業者に比べ、競争上不利な位置に立つ。したがって、この場合も、直接は市場から調達しているわけではないが、市場取引の影響を受けて決定され、総括原価方式と同様の方法で電力の価格が決定されるわけではない。しかも、需給量変動の中で、需要量が契約数量（確保した電力量）を超える場合には、不足分を市場から購入する。逆に、契約数量が余る場合には、契約数量-需要量を取引所に売却することもできる。その意味で、確定数量契

約である相対契約を締結している場合でも、小売電気事業者が最終的な取引量を決定するときに直面する価格は、市場価格となる。その意味で、新電力は、相対契約を締結していても、最終的に直面する価格は、市場価格となる。

他方、旧一般電気事業者系の小売電気事業者が、相対取引で、発電事業者から購入する場合は、一定額で、需要に応じた量を購入する契約となっている（変動数量契約）。この場合、契約内で購入した電力の一部を取引所など契約の第三者に売ることができないという「再販売禁止条項」と、相対契約で上限まで購入していなければ、契約外からの購入の購入を禁止するという「契約内優先購入義務条項」がついているので、新電力のように直接的に市場価格に直面することはない（制限式変動数量契約）。しかし、市場価格よりも高い価格で購入していれば、他の小売電気事業者よりも不利な立場に立つことは、新電力の場合と同一である。

以上の通り、相対取引についても、新電力の場合は、最終的な取引量を決定するときに直面する価格は、市場価格となる上、相対契約の価格も市場取引から離れては存在し得ない。旧一電の場合も、相対契約の価格も市場取引から離れては存在し得ない。いずれの場合も、取引価格は、あるいは、競争的市場の価格によって、あるいは、競争的市場の価格を参照して決定されるのである。

ここにおいても、原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金が異なることはない。

エ 小売電気事業者から需要家への販売料金も自由に決定されること

以上は、小売電気事業者が、発電事業者から電力を購入する際の、電力料金の決定の問題である（卸電力取引市場における電力料金決定）。

小売電気事業者の電気の調達価格としては、以上の通り、競争的市場で決定される電力料金と、本件訴訟で問題となっている託送料金（送配電料金）

の合計となる。

では、小売電気事業者から需要家への販売料金は、どのように決定されるのであろうか。

小売電気事業者は、相互に全く自由な競争をして、販売料金を決定していく。料金体系も自由に決定している。その意味では、小売電気事業者が需要家に販売する際の販売料金もまた、競争的市場によって決定されているのである。

オ 「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」という論理のもう一つの重大な誤り

さらに、「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」という論理にはもう一つの重大な誤りがある。

この論理は、電力完全自由化となった2016年以降も九州電力など旧一般電気事業者から電気の購入を続けている者は、「引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家」であり、他方、新電力の小売電気事業者から電気の購入をしている者は原子力発電事業者から電気の供給を受けていないという前提がある。

しかし、この論理は、電力自由化を全く理解していないものである。

2016年以降の電力完全自由化のもとでは、小売電気事業者と、発電事業者は、完全に別事業体として扱われる。その意味で、第一に、電気の供給をするのは、小売電気事業者であり、発電事業者ではない。したがって、需要家が、電力完全自由化となった2016年以降も九州電力など旧一般電気事業者から電気の購入を続けているからといって、「引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける」ことはない。

また、小売電気事業者と発電事業者は別事業体となったので、小売電気事業者は、どこから電気を調達してもいい。調達先は、同じ周波数ならば、九

州地域の発電事業者に限られない。関西地域や中国地域から調達することも可能である。その意味で、小売電気事業者が、旧一般電気事業者と同一の企業だったとしても、電力の供給元が原子力発電であるとは限らない。その意味でも、電力自由化の下では、需要家が「引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける」とはならない。

逆に言えば、旧一般電気事業者以外の新電力の小売電気事業者であっても、原子力発電事業者から電気の供給を受ける場合もあるのであって、新電力の小売電気事業者に切り替えたとしても、「原子力発電事業者から電気の供給を受けない」とは限らない。

以上の通り、電力完全自由化となった2016年以降も九州電力などの旧一般電気事業者の小売電気事業者から電気の購入を続けているからといって、その需要家が「引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受けている」とするの、また、旧一般電気事業者の小売電気事業者から新電力の小売電気事業者に切り替えたとしても、「原子力発電事業者から電気の供給を受けない」とするの、誤りである。

カ まとめ

以上の通り、「原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担する」との点は、第一に、電力自由化の下で需要家が支払う電力料金がどのように決定されるのかを誤解している点で誤っている。電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定されるので、原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金は基本的に同一であるという点を看過しているもので、重大な事実誤認がある。

また、電力完全自由化となった2016年以降も九州電力などの旧一般電気事業者から電気の購入を続けているからといって、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家とならず、そもそも「引き続き原子力発

電事業者から電気の供給を受ける需要家」が想定できない点で誤っている。さらに、電力完全自由化となった2016年以降も九州電力など旧一般電気事業者から電気の購入を続けているとしても、直ちに、「引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家」にならない点、逆に、旧一般電気事業者の小売電気事業者から新電力の小売電気事業者に切り替えたとしても、「原子力発電事業者から電気の供給を受けない」とは限らない点でも、誤っている。

2 原判決の判示その2

- (1) 「全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当」との論理

次に、原判決は、賠償負担金（賠償負担金相当金）を託送供給等約款料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定が、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえないとの理由として、専門家が「全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当である旨」を述べ、その根拠として「過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、現在の電力利用者がその費用を負担しないことは不公平である」としていたことを挙げている。

- (2) 事故を起こした当事者がその責任を果たすことなく、需要家にその責任を転嫁することは、事故の再発防止の観点からも、電力自由化の観点からも、効率的な資源配分の観点からも、誤りであること

「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（規則45条の21の3第1項）とされている。

しかし、そもそも、この賠償負担金は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするために負担を求められたものであり、福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるお金である。

その点は、毎日新聞2017年2月3日記事・〈論点〉原発賠償・廃炉費の転嫁（甲第20号証）、平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会における、経済産業大臣の答弁「福島の復興のため、福島の皆さんに必要な賠償金を支払う原資である」（平成29年4月5日衆議院経済産業委員会議事録39頁・甲第21号証）、平成29年4月25日の参議院経済産業委員会における経済産業大臣の答弁「過去分の2.4兆円はこれ何らかの形で措置しなければいけない、そうでないと福島の皆さんへの賠償を貫徹ができない」（平成29年4月25日参議院経済産業委員会議事録29頁・甲第22号証）など関係者が自ら認めているところである。

実際、賠償負担金として原子力発電事業者に渡された金員は、そのまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に渡され（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法38条）、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されている（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法41条）。

福島第一原発事故の損害賠償金はどのように調達すべきなのだろうか。

八田達夫氏は、経済学の観点から、原子力発電による事故の危険は、経済学的には、外部不経済であり、「外部不経済によって生じる損害は、発生者に負担させることが、事故防止投資の促進などの観点から効率的である。この観点からは、原発事故の損害は発電者に負担させるべきということになる。これは、販売した食品による食中毒などによる損害に対して、賠償を発生させた事業者負担させることと同じである。これを、外部費用の内部化という。」と指摘している（八田達夫意見書・甲23の1・10頁）。

さらに、八田達夫氏は、「原発を動かすためには、事故が発生した場合の損害賠償金について保険をかけさせれば、外部不経済を確実に内部化させることができる。」（同意見書・10頁）とした上で、「極めて不十分な保険

しか掛けていなかった状況で、すでに発生した福島第一原発事故の損害賠償はどう行うべきであろうか。」と問題提起し、「原則からいえば、『東京電力が、資産を売却してでも支払う。払えなかったら、東京電力には法的整理を行う。その上で、賠償を含めて全ての債務から自由になった後、かつての日本航空のように一旦国有化して、再出発』すべきだった。すなわち、本来なら2011年の時点で、東京電力の法的整理がなされ、その時点の株主・債権者も、株式投資額の喪失・債権の回収不能といった責任を分担すべきであった。」とする（同意見書・11頁）。

その上で、八田達夫氏は、「これらの原則に反して、損害賠償を、送電料金に上乗せして電力需要家に負担させるというのは、言うまでもなく、特定の発電事業者の損害賠償金を、すべての電力需要家に負担させるということである。これは、この事業者を特別に有利に取り扱うものであって、明確な不平等であり、競争による効率化を阻害する。」とする（同意見書・11頁）。競争による効率化との関係では、八田達夫氏は、「損害賠償費用や、それを賄うための保険料など、原発事業者の事故の危険によって発生する外部不経済費用は、発電が生み出す費用である。それを内部化して発生者自身に負担させることなく、送配電費用に上乗せすると、原発事業者だけを特別に優遇することになる。」（同意見書・13頁）とし、電力自由化の観点からも、本来、当該原子力発電事業者が負担すべき損害賠償費用を、需要家に負担させることは、特別な優遇であり、競争による効率化を害し、むしろ不公正を生じさせるとしているのである。

八田達夫氏は、「石炭火力発電所が火事になり発電停止した場合、発電所再建のための費用をだれが負担すべきか」という例を挙げて、さらに詳細に論じている。

同氏は、「仮に、送電料金に上乗せして、再建費用を発電事業者一般、あるいは、その顧客に転嫁して負担させると、まず、全ての火力発電事業者から防火努力や火災保険への加入のインセンティブを奪う。つぎに、当該事業

者以外の全ての発電事業者の投資収益を下げ、投資の不必要な縮小を招く。さらに、送電料金に発電費用を上乗せして電力需要家一般に費用負担させることは、発電目的でのガスや石炭の使用にのみ負担を課すことになるため、発電以外の目的でのガスや石炭の使用を相対的に優遇する結果がもたらされ、非効率が生じる。」とする。同氏は、石炭火力発電所が火事になり発電停止した場合、発電所再建のための費用は、その事業者自身が負担すべきであり、送電料金に上乗せして回収するべきでないということは、効率的な資源配分の観点からも、守られるべきであるとする。

一般的な法的原則からいっても、その本質を不法行為責任とする、原発事故の損害賠償責任について、被害救済機能と並んで重要な事故の再発防止機能を果たさせるためには、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である。その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。

以上からすると、第一に、事故を起こした当事者がその責任を果たすことなく、需要家にその責任を転嫁することは、事故の再発防止の観点からも、電力自由化の観点からも、効率的な資源配分の観点からも、誤りである。

さらに、原子力損害賠償法も、事故を起こした当事者がその損害を負担すべきことを定め、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によってはうめることができない場合は、原子力（発電）事業者が政府と締結した原子力損害賠償補償契約に基づいて政府が補償し、それでも不足するような場合は、原子力損害賠償法16条1項によって、政府が、原子力（発電）事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうべきと規定する。

ここでは、上記に述べてきたところと同様に、第一に、事故を起こした事業者が十分にその責任を果たすべきとされ、その上で、事業者が負担できない場合には、政府が援助すべきことが明示されているのである。

この点、八田達夫氏も、「ある電源で発生した費用負担は、その事業者自

身が負担すべきである。これは【電源費用自己負担の原則】と呼べよう。次に、全国民に便益をもたらす公益効果の発生を促す補助金は、応能原則にしたがって、所得税などの一般財源でまかなうべきである。これは【公益補助一般財源負担の原則】と呼べよう。」としており（八田達夫意見書・甲23の1・7頁）、それを踏まえて、「東京電力が支払いきれなかった賠償は、国が代行する必要がある。この賠償額に対しては、「公益補助一般財源負担の原則」を適用することになる」としている（同意見書・11頁）。この流れは、原子力損害賠償法の規定する流れと一致する。

事故を起こした当事者がその責任を果たすことなく、需要家にその責任を負担させることは原子力損害賠償法という法律の規定からも想定されていない。

（3）過去の法人・個人が受けた利益について、別の者に負担させるという論理は正当化され得ないこと

八田達夫氏は、「全需要家が等しく受益していた過去分について、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全ての需要家から公平に回収することが適当である」との論理は、「過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、現在の電力利用者がその費用を負担しないことは不公平である」ということであるとする（八田達夫意見書・甲23の1・12頁）。

その上で次のように述べる。「この意見は、次の議論と同一である。すなわち、『衛生管理が極めて杜撰だった養鶏会社Aが、そのために安く商品を販売できたために、競争の結果、この地域の他の鶏卵業者の鶏卵価格も安く保たれていた。しかしA社が食中毒を発生させたために損害賠償をしなければならなくなった。こうなった以上、A社の賠償資金を、すべての鶏卵業者の鶏卵価格に上乗せして、現在の需要家が負担すべきである。なぜならすべての需要家が、これまでA社のおかげで安価に鶏卵を使用してきたからである。』このような議論を許せば、誰もまともに衛生管理をしなくなるだろ

う。」

事故を起こした者の責任を追及することなく、安易に、事故には関係のない需要家にその支払いの義務を負わせることは、正当化する根拠が極めて乏しい。また、それをすることによって、不法行為法の有する事故再発防止機能は著しく阻害される。

まして、本件の賠償負担金は、平成23年3月31日以前に原子力発電による電力を現に使用した過去の需要家から徴収するのではなく、当時その電力を使用していない需要家が多数含まれる本件規則制定後の需要家からも徴収するものである。当時その電力を使用していない需要家が、過去分を負担することは正当化されえない。

- (4) 経済産業省と旧一般電気事業者は、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は、安い発電であると盛んに宣伝してきたこと、及び、経済産業省が、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」が未徴収だとして、需要家から回収する制度を作るのは、禁反言の原則にも反するものであって相当ではないこと

また、経済産業省は、賠償負担金について、全需要家が等しく受益していた過去分とし、あるいは、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金としているが、そもそも、原発事故による損害賠償についての備えをする必要はないとし、安い電力源として原子力発電を進めてきたのは、経済産業省と旧一般電気事業者である。

経済産業省及び旧一般電気事業者は、原子力発電は、そのコストが極めて安いことを一つの重要な理由として、原子力発電を進めてきた。その際には、多額の賠償を要することにはならないとして、事故発生の場合のコスト（賠償を含む）を意図的に算定してこなかった。経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者・現在の一般送配電事業者とほぼ同一）は、1990年代から2000年代において、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は、安い発電であると盛んに宣

伝していた。2004年の時点では、1kwhあたり5.9円としていた（平成26年5月14日衆議院経済産業委員会における、高橋泰三・資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の31頁）のである。

自ら、事故の発生リスクはない、したがって、多額の賠償を要することにはならないとして、事故への備えをしないことで、安い電源として盛んに宣伝し、原子力発電を進めながら、事故が発生したら、過去分を徴収するというのは、自らの言葉に反するものであって、到底認められないものである。

（5）民法の原則との抵触

控訴理由書の26頁以下で述べた通り、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」（いわゆる過去分）を回収することは、著しく不公平を生むだけでなく、法律の規定によらずして、契約に従って履行した以上それは覆らないという、民法の原則を大きく変更する結果をもたらす。そこで新たな指摘をしておく。

原判決が判示しているように、本件各規則は、原子力発電事業者・一般送配電事業者間、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係が存在することを前提として、原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手続を規定したものとすると、なぜか原判決は記載していないが、当然「小売電気事業者間・需要家間」の契約関係が存在することも前提としなければ成り立たない仕組みである。

そうだとすると、損害賠償負担金の過去分（及び廃炉円滑化負担金）の回収は、事業者間と事業者・需要家に各種契約があることを前提に、この各契約の中に含ませて回収するものとなる。

言うまでもなく、電気事業法は電気事業を対象とする行政規制のための法律（行政法の一つ）に過ぎないのであるから、私的な契約に適用される民法

の原則を変更したり、著しい不公平を生んだりするような規則を経済産業大臣が制定したりすることまでをも委任したとは考えられない。

まして、憲法の平等原則や他の法律の原則の変更に関わるものは、国会で決議されるべき立法事項である。

さらに、民法の原則を変更するような規定は、その性質上、経済産業大臣の専門技術的・政策的な領域に属するものでもない。

それゆえ、本件施行規則及び本件算定規則は、電気事業法の委任の趣旨及び経済産業大臣の委任の範囲を逸脱するものであることは明らかである。このことは、「営業費」に含ませて回収したとしても同じである。なぜなら営業費に含ませて回収しても、上記の民法の原則との抵触や著しい不公平が解消されるものではないからである。

(6) 需要家の立場を害すること

需要家は本来義務のない損害賠償負担金の過去分を電気代に含ませられて支払わせられることになるので、当然、それを拒否する権利があるはずである。ところがそうになると、小売電気事業者は自己が一般送配電事業者から損害賠償負担金の過去分を回収されるので、当然、その分を需要家に転嫁するために請求せざるを得なくなるが、それでも需要家が支払い義務はないとしてこれを拒む場合には、電力の売買契約を拒否せざるを得ない。そこで、需要家は、別の小売電気事業者に契約締結を求めざるを得ないことになるが、しかし、当該小売電気事業者も同様に、賠償負担金の過去分を電気料金と共に需要家に請求することになり、それを当該需要家が拒むと契約締結を拒まざるを得ないことになる。すると、結局、義務なき金銭（損害賠償負担金の過去分）の支払いを拒む需要家は、どの電気事業者とも契約が締結できないことになって、電気事業法の目的の1つである「電気の利用者の利益を保護」（電気事業法第1条）が著しく損なわれる結果を招く。

しかし他方、当該需要家にとって電気は生活に欠かせないものであるから、義務でもない金銭の支払いを不本意ながら受け入れて支払わざるを得な

いことになる。

このような帰結を生む仕組みによって、電気の利用がないと生活や事業ができない需要家の弱みに付け込んで義務なき損害賠償負担金の過去分を全ての需要家から回収するか、あるいはそれを拒む需要家の電気の利用を妨げることになるような内容の本件各規則は、内容的に電気事業法の基本目的にも反するばかりか、このような内容の規則を制定することが、その性質上、経済産業大臣の専門技術的・政策的な領域に属するものともいえないから、本件各規則の制定を、電気事業法が経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できるものではない。

それゆえ、このような観点からも、本件各規則は、電気事業法の委任の趣旨及び経済産業大臣の委任の範囲を著しく逸脱するものといえる。

なお、経済産業大臣は本件各規則を制定しておきながら、上記のような不都合な事態を避けるためか、需要家・国民に対して、本来賠償負担金は需要家が負担する義務のない金銭であることを一切説明していないまま、需要家は賠償負担金を回収されている。現在、賠償負担金の過去分の支払義務がないことをほとんど全ての需要家が知らず、そのようなものが託送料金の中にも含まれていることも知らないで、スムーズに回収されているが、このような運用をしなければ不都合を回避しえない本件各規則は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめる」（電気事業法1条）ものとは到底言えず、「電気の利用者の利益を保護」（同法1条）を損なうどころか、「電気事業の健全な発達」（同法1条）も損ないかねない内容ゆえ、電気事業法が本来委任を予定していない規則内容だといえよう。

(7) 求釈明

なお、ここで被控訴人に釈明を求めたい。

上記のとおり、本来需要家に義務のない損害賠償負担金等を託送料金に組み込んで徴収することは、大きな問題をはらんでいる。原判決も「本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、・・・原子力発電事業者が

賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手続を規定したもの」であると判示している（原判決17頁）。

そこで、被控訴人に対し、以下の点について、釈明するよう求める。

- ① 需要家に賠償負担金等の支払義務があるのか否か、② あるとすれば、
 - i) その法令上の根拠は何か？ ii) 需要家は小売電気事業者と契約する場合、託送料金のうち賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払いを拒むことはできるか？ について釈明を求める。

- 3 原子力損害賠償法の規定によれば、いわゆる「不足分」なるもの自体が発生しないこと、電気事業法第18条1項等が、原子力損害賠償法が原子力損害賠償のために備えるべきものとして定めた損害賠償措置を超える額を、託送供給制度の託送料金として回収することを想定して経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できないこと。

本件賠償負担金は、本件施行規則45条の21の3第1項において「原子力発電事業者の運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律2条2項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの」と定義され、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償の資金として備えることができなかった「不足分」とであるとされている。

しかし、原子力損害賠償法の規定を見ると、「原子力損害賠償に備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの」、いわゆる「不足分」なるものが発生しないことが判明する。

その点は、以下の通りである。

原子力損害賠償法は、原子力（発電）事業者に対し無過失の原子力損害賠償

責任を負わせるとともに（原子力損害賠償法3条）、原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を講じる義務（同法6条）を負わせる。損害賠償措置としては、一事業所あたり1200億円を（同法7条）、原子力損害賠償責任保険契約（同法8条以下）及び原子力損害賠償補償契約（同法10条以下、原子力損害賠償補償契約に関する法律）を締結し、保険料及び補償料を支払うことによって確保すること等を規定している。

原子力損害賠償法は、損害賠償措置でカバーされない損害については、原子力損害賠償法が定める原子力事業者が講ずべき損害賠償措置とは別に、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、政府は、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとされている（原子力損害賠償法16条1項）。したがって、最終的には原子力損害の賠償のための資金はここで完全に補われることとなっている。

原子力損害賠償法は、6条で「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」と規定しているから、原子力（発電）事業者は、原子炉の運転等をするためには、損害賠償措置を講じていなければならないということになる。つまり、原子力（発電）事業者は、損害賠償措置を講じていれば、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」を確保していたこととなる。

以上からすれば、原子力損害賠償法の下では、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」とは、損害賠償措置を講じることとなるので、原子力（発電）事業者は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約を締結し、保険料及び補償料を支払うことによって、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金」の原価を支払っていることとなる。

したがって、原子力損害賠償法の下では、原子力（発電）事業者は、損害賠償措置を講じて、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約を締結し、保険料及び補償料を支払わなければならないので、「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成

23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」は存在しない。

以上の通り、そもそも原子力（発電）事業者には、原子力損害賠償法の下では「原子力損害賠償に備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」はなく、原子力損害賠償法で原子力（発電）事業者が講ずべき損害賠償措置に基づく資金の「不足金」なるものは、およそ観念できないものであることが分かる。

したがって、それにもかかわらず、電気事業法第18条1項等が、原子力損害賠償法が原子力（発電）事業者に原価として算定し原子力損害賠償のために備えるべきものとして定めた損害賠償措置を超える額を、託送供給制度の託送料金として回収することを想定して経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できない。それゆえ、本件各規則は、電気事業法の委任の趣旨及び経済産業大臣への委任の範囲を逸脱するものである。

これを認めるとすれば、原子力損害賠償法という法律が規定する損害賠償措置内容を、法律の改正（国会の議決）によらずして、改変することを認めることに等しく、電気事業法がそのような委任を認めているわけがない。したがって、電気事業法の委任に基づかない規則の制定であるとも評価できるものである。

いわば、賠償負担金を規定する本件各規則は、そうした原子力損害賠償法という形式的意味の法律の枠組みを、省令で変更しようとするものである。一つの法律の規定を変更するとすれば、別の形式的意味での法律が必要である。そうした変更をすることは、経済産業大臣の判断や省令によってできることではない。

なお、以上から明らかになるのは、本件各規則の実相が、原子力損害賠償法16条1項によって、本来政府が行うべき原子力（発電）事業者が原子力損害を賠償するために必要な援助とその負担資金を回避または軽減するためのもの

であるということである。

なぜなら、本件各規則によって、原子力（発電）事業者が備えるべきであった損害賠償予定金の額が、魔法のように将来にわたって増加し続け、不足金が解消または軽減されて、原子力損害賠償法16条1項に基づいて政府が負担すべき援助が回避または軽減されることになるからである。

したがって、経済産業大臣が自ら規定した本件各規則は、自己が構成員として所属する自己の政府の、原子力損害賠償法16条1項に基づいて負担すべき援助またはその資金を回避または軽減するために制定されたものであると言え、原判決が認定するような「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要するため」でも、「需要家の間の不公平を解消するため」でも、さらには「その性質上、経済産業大臣の専門技術的・政策的な領域に属するもの」でもない。

本件各規則のこの目的からしても、電気事業法第18条1項等が、損害賠償負担金を託送供給制度の託送料金として回収することを想定して経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できない。

それゆえ、以上の点からしても、本件各規則は、電気事業法の委任の趣旨及び経済産業大臣への委任の範囲を逸脱するもの、または電気事業法の委任に基づかないものといえる。

第4 経済産業大臣には裁量がなく、法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」に該当しないので、本件算定規則4条2項の規定は電気事業法18条1項の委任の範囲を超えていること

1 被控訴人の主張

被控訴人は「電気事業法18条1項に基づきなされた本件変更認可処分に関し、同項の委任を受けて、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等約款における託送供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に含めることとした本件算定規則4条2項の規定は、電気

事業法の授權の趣旨に適合するものであり、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断の下、法の委任の範囲内にあることは明らかである。」旨、主張する（控訴答弁書19頁）。

2 原価などの概念は会計上の諸原則などに照らして概念や意味内容が明確であり、専門的・技術的知見が入り込む余地はないこと

しかし、訴状6頁などにて述べたように、原価は一般送配電事業者が電気を安定的に供給するために必要とする営業費に事業報酬を加え、控除収益を差し引いたものであるところ、「電気を安定的に供給するために必要な費用（営業費）」、「事業報酬」、「控除収益」は会計の諸原則などに照らして、いずれもその概念や意味内容が明確であり、専門的・技術的知見が入り込む余地はないのであるから、経済産業大臣にそのような裁量があるはずはない。また、接続供給料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスは具体的かつ明確に特定されなければならないのであるから（乙57の15頁）、そこに経済産業大臣の裁量などはない。

3 賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」にも該当しないこと

(1) さらに、賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金は、法18条3項1号の「適正な原価」、すなわち「一般送配電事業を営むために必要な費用」にも該当しない。

(2) 訴状及び準備書面3にて述べたように、経済産業省は平成29年9月28日に本件省令を制定して規則を改正し、規則において「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方から回収しなければならないと定めた。

繰り返しとなるが、そこで特筆すべき点の第1点は、規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中において「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を規定せず、規則の「第2章 電気事業」の「第5節

発電事業」の次に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中において「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし（規則45条の21の3第1項及び規則45条の21の6第1項）、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方（託送受給者・原則として小売電気事業者）から回収しなければならない（規則45条の21の2第1項及び規則45条の21の5第1項）と定めた点である。

規則の章立てや規定の仕方からみても、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は発電事業に関連する費用であって、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

- (3) また、特筆すべき点の第2点は、その定義である。「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの（規則45条の21の3第1項）とされている。そして、この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法にいう原子力事業者であり、法にいう原子力発電事業者である。

廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（規則45条の21の6第1項）であるので、原子力発電事業者が負担すべきものである。

これらの定義からすると、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」が原子力発電事業のための費用であることは明確であり、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

- (4) さらに、特筆すべき点の第3点は、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることである（規則45条の21の2第2項、規則45条の21の5第2項）。「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではないから、一般送配電事業のために使われず、全額、原子力発電事業者に渡されるものであ

る。

- (5) 以上より、いかなる意味でも「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、原子力発電事業者という一部の発電事業者のコストであり、法18条3項1号の「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

4 今後の予定

なお、以上の点については、現在、会計学の専門家が、意見書を作成準備中であり、その点を踏まえ、さらに主張を補充する予定である。

第5 本件施行規則45条の21の2ないし同条の21の7の規定は執行命令ではないこと

- 1 被控訴人は「本件施行規則45条の21の2ないし同条の21の7の規定は手続的規定を定めた執行命令であり、これらの規定が小売電気事業者に賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を課し、一般送配電事業者にその回収権限を付与するものとはいえないから、法の委任を欠くものとして、憲法41条に反し、無効であるとはいえない。」旨、主張する（控訴答弁書19頁）。
- 2 しかし、前述のように、賠償負担金や廃炉円滑化負担金は電気事業法のどこにも規定されていないし、電源開発促進税のように別の法律で規定されているわけでもない。

本件施行規則45条の21の3第1項の定めによって賠償負担金が定められ、同施行規則45条の21の2第1項によって「一般送配電事業者は接続供給の相手方から回収しなければならない」とされた。また、賠償負担金は同45条の21の3第1項に定めるものをいうと規定されている。そして、本件施行規則45条の21の3第1項の定め以外に賠償負担金があるかを規定する法令上の定めはなく、本件施行規則45条の21の2第1項の定め以外に賠償負担金の回収義務を定めるものもない。

同様に、本件施行規則45条の21の6第1項の定めによって廃炉円滑化負

担金が定められ、同施行規則45条の21の5第1項によって「一般送配電事業者は接続供給の相手方から回収しなければならない」とされた。また、廃炉円滑化負担金は同45条の21の6第1項に定めるものをいうと規定されている。そして、本件施行規則45条の21の6第1項の定め以外に廃炉円滑化負担金があるかを規定する法令上の定めはなく、本件施行規則45条の21の5第1項の定め以外に廃炉円滑化負担金の回収義務を定めるものもない。

- 3 このように、これらの省令の定めなくして、そもそも「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」もその定義すら存在しないのであり、まして、同省令の定めなくして回収義務も当然に発生しない。

どのように考えても、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定は手続きだけを定めるものではなく、執行命令ではありえない。

条文上も「一般送配電事業者は接続供給の相手方から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収しなければならない」と規定されており（本件施行規則45条の21の2第1項、第45条の21の5第1項）、その文言からしても、回収義務を定めたものであることは明確なのだから、本件施行規則45条の21の2から同7までの一連の規定が手続きだけを定める執行命令という被控訴人の解釈は明らかに誤っている。

- 4 結局のところ、本件施行規則45条の21の2から45条の21の7は、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の定義をして、その算定方法や徴収方法を規定するほか、一般送配電事業者に賠償負担金や廃炉円滑化負担金の徴収義務及び原子力発電事業者への払い渡し義務を課し、さらに小売電気事業者の賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を生じさせているのであるから、これらの規定は明らかに執行命令ではなく、法規命令である。

- 5 この点、原判決は「一般送配電事業者は、本件算定規則4条2項に適合する料金を定めた託送供給等約款に従って、電気供給を受ける者から賠償負担金相当金等を回収することとなる」ところ、本件施行規則45条の21の2～45条の21の7は、原子力発電事業者・一般送配電事業者間、一般送配電事業

者・小売電気事業者間の契約関係が存在することを前提として、原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手続を規定したものであり、法の規定（強いていえば、本件算定規則4条2項に係る法の委任規定等である法18条1項、同条3項等）を実施するための執行命令として定められたものというべきである」とする（原判決17頁。被控訴人の主張も同旨）（下線部は控訴人が追記）。

しかし、「原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で広く全ての需要家から回収するための一連の手続を規定したもの」（下線部は控訴人が追記）であるならば、当然、「小売電気事業者・需要家間の契約関係」も念頭に、「接続供給の相手方（小売電気事業者）は、賠償負担金（あるいは廃炉円滑化負担金）を需要家から回収しなければならない」旨の規定があつてしかるべきところだが、上記施行規則にはもちろんその他の法令にも、そのような規定は存在しない。

つまり、広く全ての需要家から回収するためのはずの本件手続は、一般送配電事業者の接続供給の相手である小売電気事業者までしか規定しておらず、原判決が言うところの執行命令は小売電気事業者で終了しており、小売電気事業者が需要家から回収する義務はもちろん、小売電気事業者が誰から何をいくらの額を回収すべきかさえ定かではない（執行命令の頓挫）。

そうだとすれば、小売電気事業者が需要者から回収するか否かは、法的には小売電気事業者の自由であり各事業者に委ねられているということになり、施行規則の規定上は明らかに最終回収先を小売電気事業者と位置付けていることになるから、それはつまりは、小売電気事業者を賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務者として規定したものに他ならない。

したがって、上記施行規則が「執行命令」として定められたということではできない。

- 6 また、原判決が述べる通り、本件施行規則45条の21の2～45条の21の7が、原子力発電事業者が賠償負担金等を託送料金の仕組みの中で、接続供

給の相手（小売電気事業者）ではなく、広く全ての需要家から回収するための一連の手続を規定した執行命令だとすると、当然、小売電気事業者は上記施行規則に基づいて需要家（エンドユーザーである消費者）から賠償負担金等を徴収（回収）することになる。しかし、それは小売電気事業者が自らの意思による契約に基づいて徴収するのではなく、上記施行規則（執行命令）に基づいて徴収するのであるから、需要家側から見ると、その金額部分は任意の契約に基づかない支払いとならざるを得ないが、需要家がそのような金銭（賠償負担金等）を支払うべき旨を規定した法令はどこにも存在しないので、結局、法令の規定なしで需要家から回収（徴収）することを認めたことになり、著しく不当な結論となってしまう。

しかし、このような不当な結論を招く内容の規則の制定を、電気事業法18条1項、同条3項が許容し、経済産業大臣に委任しているとは到底考えられないから、上記施行規則は法律の委任の趣旨及び経済産業大臣への委任の範囲を逸脱するものといえる。

しかし仮に、そうではなく、原判決が述べる広く全ての需要家から回収するための一連の手続（上記施行規則）が、例えば消費税のごとく小売電気事業者が需要家との契約に組み込んで回収すべきことを求めているというのであれば、上記の不当な結論は回避できるものの、今度は、小売電気事業者と需要者の契約の自由の原則を著しく制約することになってしまう。

しかし、このような民法の原則を変更するような、電気事業法の所管事項ではない内容を含み、さらにはその性質上、経済産業大臣の専門技術的・政策的な領域に属さない内容を含む本件施行規則の制定を、電気事業法18条1項、同条3項が許容し、経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できない。

それゆえ、上記施行規則は、法律の委任の趣旨及び経済産業大臣への委任の範囲を逸脱するものといえる。

「託送料金に加えて、公益的課題に要する費用を回収すること」など記述されておらず、平成26年改正にむけて、制度設計ワーキンググループが提言をした事実はなく、また、これまでの国会審議では、託送料金において公益的課題に要する費用を回収するとの議論がなされていないこと

1 被控訴人の主張

被控訴人は「原判決は、委任の範囲の法適合性に関する判断要素を検討する中で、平成29年の国会審議における行政手続の経緯を認定し、判断の材料としたものである。」、「平成11年1月の電気事業審議会基本政策部会報告において、託送制度には公益的課題の達成の役割が求められるとし、その受益を受ける需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていたのであって、上記報告の考え方が国会に適宜紹介された上で平成11年改正の審議がされた。」、「原判決は、平成11年改正当初から賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送料金で回収することの必要性等を国会で審議していたことを認定していないし、平成26年改正時もその審議がされていたことを認定しているものではなく、平成26年改正時に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が直接的に国会で審議の対象になっていたか否かは、委任の範囲の適合性の判断にかかる原判決の認定判断を左右するものではない。」、「電源開発促進税を託送原価に算入することは、電気事業法18条1項の授権規定による経済産業大臣の裁量判断に委ねられており、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送原価に算入したことと仕組みに変わりはない。」旨、主張する（控訴答弁書33頁以下）。

2 平成11年改正時には、部会の報告書においても、託送料金に加えて、公益的課題に要する費用を回収することは記述されておらず、国会でもそうした審議はないこと

しかし、託送供給制度を導入した平成11年改正当時の議論は、乙14号証（平成11年の電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の報告書（以下「平成11年報告書」という。））が基本となるが、平成11年報告書には「託送

供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」ことを明示的に提言している記述はない。

むしろ、平成11年報告書は、託送料金についての原則として「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めており、そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されておらず、公益的課題への対応は、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことをもってなされるとしていた。平成11年報告書には「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などとは記載されていなかった（平成11年報告書8頁）。平成11年報告書では、公益的課題への対応の必要性は触れられているものの、それに対する対処方針として記述されているのは、給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール設定のみである。

託送料金については、託送コストの公正な回収のみが記述されている。つまり、一般送配電費用以外の費用を託送料金としては回収しないとされていたのである。

以上の通り、平成11年報告書では、託送料金において公益的課題に要する費用を回収することは記述されておらず、想定もされていなかった。

- 3 平成11年の国会審議においても、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などといったことは議論されていないこと

また、平成11年の国会審議においても、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」などといったことは議論されていない。

そこで議論されているのは、新規参入者が公益上の必要があるときは給電指令に従う、給電ルールに従うということと、電源開発促進税という法律で規定されるものについて託送料金に含めて徴収することができるようにするという

ことだけである（乙24）。

さらに、記録上、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」旨の記述は、平成25年10月に初めて用いられており（乙20・33頁）、平成11年の時点ではそのような表現は一切なく、したがって、そのような想定があったことも認定できない。

以上からすれば、電気事業法は、託送供給制度を導入した平成11年改正時点では、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することは想定されていなかったというべきである。

付言すると、平成11年当時認識されていた公益的課題は、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ、環境保全の3点であり、本件で問題となっている賠償負担や廃炉円滑化負担といったものは、まったく議論されていない。むしろ、すでにみたように、経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者）は、当時、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないことを前提に、原子力発電は安い発電であると盛んに宣伝していたのであって、平成11年当時、賠償負担や廃炉円滑化負担といったものは、公益的課題として全く想定されていなかった。

賠償負担や廃炉円滑化負担といったものが、電力供給システムにおける公益的課題として議論されたのは平成25年10月が初めてであり、それと同時に突然、「託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」との表現がとられるようになった。その意味でも、「託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の回収が想定されていた」という被控訴人の主張には誤りがある。

4 平成26年改正にむけて、制度設計ワーキンググループが提言をした事実は

ないこと

(1) 原判決の判示

原判決は、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」において、下記の通りの事実を、当事者間に争いが
ないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実として、記載している。

記

電力システム改革小委員会は、総合資源エネルギー調査会（経済産業大臣の諮問機関）の下に設置され、その作業部会である制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした（乙20【33頁】）。

また、原判決は、同「e」において「上記dのような専門家の意見も踏まえ」との事実を、当事者間に争いが
ないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実として記載している。

(2) 平成26年改正にむけて、制度設計ワーキンググループが提言をした事実はない

しかし、制度設計ワーキンググループが、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家

が公平に負担すべき費用の回収を検討し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした事実はない。

第一に、乙20号証は、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）において、小売全面自由化に係る詳細制度設計について、事務局である、資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室が作成した資料に過ぎず、制度設計ワーキンググループの専門家の提言などではない。

その点は、乙20号証の資料の体裁からも明確である（乙20号証には、「事務局提出資料」と記載されている）が、さらに、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）の議事次第・資料一覧などを掲示する経済産業省のホームページの「事務局提出資料」との記載（甲24号証）からも明らかである。

- (3) 制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）において、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」事実もなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」か、提言する方向で議論された事実もないこと

また、乙20号証における「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との記述は、全体で、41頁ある資料の中の1頁に記載されているに過ぎない。そして、その点は、全体で、14回あった会合の、3回

目の会合で、事務局が作成・提出した資料にのみ記述されているものである。制度設計ワーキンググループの会合を通じ、この記述が記載された資料は、それ以外には存在しない。

まして、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」ことが記述されている証拠はそもそも存在しない。

また、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）において、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」事実もなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かどうか議論された事実もない。

その点は、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）の議事録（甲25号証）をみれば明確である。

乙20号証は、第3回会合の「資料4-1」であるが、第3回会合の議事録（甲25号証）をみればわかる通り、議論は、電力取引のあり方（卸電力市場の活性化含む）、スマートメーター、需要家情報を旧一電から出すことなどが中心で、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収は検討されていない。また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かについても、ほとんど議論されていない。

議事録中、「資料4-1」の33ページにふれているのは、わずかに1箇所のみで、それは、「確認したいが、資料4-1の33ページは、託送原価に含まれる様々な費用を公平に負担する枠組が有ることを確認しているだけであって、具体的な内容はエネルギー政策に関する方向性が出てからという理解でよろしいか。」とされており、検討・議論というものはなく、まして、提言に結びつくものではない（甲25号証）。

- (4) 制度設計ワーキンググループにおいて、他に、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された」こともなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かについて提言した事実はないこと

そして、制度設計ワーキンググループは、甲26号証記載の通り、2015年（平成27年）7月28日の第14回会合まで開催され、第14回会合において、「論点リスト」が取りまとめられた（甲28・第14回制度設計ワーキンググループ 論点リスト、甲27・制度設計ワーキンググループの第14回会合（2015年（平成27年）7月28日開催）の議事次第・資料一覧などを掲示する経済産業省のホームページの記載）。

甲28号証の2015年（平成27年）7月28日の第14回会合の論点リストを見れば、わかるように、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収」は、論点リストには挙がっていない。また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料

金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」も、論点リストには挙がっていない。

他に、制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された」ことを裏付ける証拠はなく、また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」が提言されたことを裏付ける証拠もない。

以上からすれば明らかなように、制度設計ワーキンググループにおいて、第3回会合における事務局作成の資料以外に、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要か」について議論検討した事実はなく、その点を、専門家が提案した事実もない。

もちろん、それ以外に、制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された事実を認める証拠もない。

(5) まとめ

以上の通りであるから、制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討」された事実、及び、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公

平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした事実は、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもない。

したがって、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実(当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」の部分は、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもないので、前提となる事実から削除されるべきである。

また、それに関連し、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実(当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「e」のうち、「上記dのような専門家の意見も踏まえ」との部分も、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもない。

以上の点において、原判決には重大な事実誤認がある。

5 平成26年及び平成29年の国会「審議」について

(1) 平成26年の国会審議について

平成26年の国会審議(電力全面自由化のための電気事業法の大規模な改正についての国会審議)においては、「システム改革の進捗に合わせまして、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということでございますけれども、基本的には、託送につきまして

は、託送業務に係る費用を回収するというごさいます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担すべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくというごさいます。今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくというごさいます。」（平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会における、高橋泰三資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の37頁1段目）と政府答弁がされており、少なくとも、平成26年の時点では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定していなかった。

- (2) 平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものはなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされていること

その後、平成29年の国会での質疑において、経済産業大臣が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいて、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」といった答弁がなされているが、平成29年においては「託送料金によって賠償負担金を回収する」あるいは「託送料金によって廃炉円滑化負担金を回収する」といった電気事業法その他の法律の改正案が国会にかかったことはなく、そうした法案の審議がされたことはない。これをもって、国会審議と表現することは不正確である。

また、同じく平成29年の国会での質疑において、あたかも「（平成11年改正のときに）審議会で議論をし、（全ての消費者が広く公平に負担すべ

き費用を) 託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」という事実があるかのように答弁されているが、その答弁は誤った事実認識に基づくものであり、事実を反するものである。

前述のように、平成11年報告書では、需要家の負担とは給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うこととされており、託送料金で全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を回収するなどとはされていない。平成11年の電気事業法改正の際の国会審議においてもその点は同様である。

むしろ、すでに指摘した通り、平成11年報告書では、託送料金については「託送コストの公正回収原則」(第一原則)として、「託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。」とされており、託送コスト=一般送配電費用のみを具体的に特定し、それを適正に回収することが必要であるとされている(したがって、一般送配電費用以外の費用を託送料金としては回収しないとされている)のであり、被控訴人の主張には誤りがある。

以上